

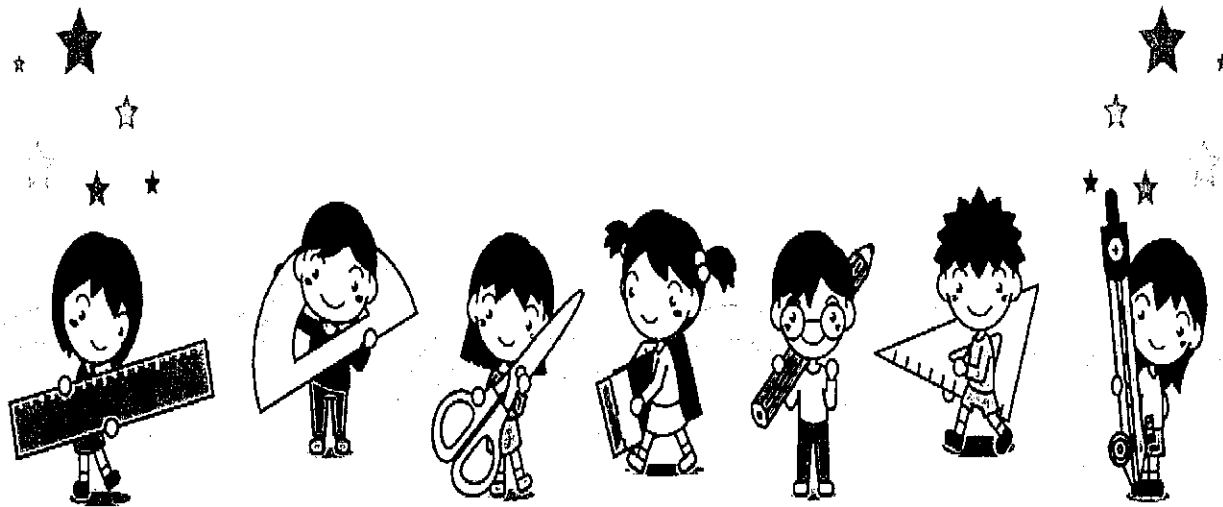
令和3年度

声かけあって育てようこどもたち!!

# 上田小学校 P T A 総会

日 時： 令和2年 4月 28日(水)

場 所：



豊見城市立上田小学校 P T A

# 目次

第1号議案 令和2年度事業報告	．．．．．	p2~3
第2号議案 令和2年度一般会計・特別会計決算報告	．．．．．	p4~5
第3号議案 令和2年度会計監査報告	．．．．．	p6
第4号議案 令和3年度事業計画（案）	．．．．．	p7~8
第5号議案 令和3年度一般会計・特別会計予算（案）	．．．．．	p9~10
第6号議案 令和3年度役員（案）	．．．．．	p11
上田小学校PTA会則	．．．．．	p12~19
「安全会」のご案内	．．．．．	p20~23

部門	実施年月日		内容	
総務部	4	7 火	始業式・赴任式	
		8 水	入学式 → 5月22日(金)へ延期	
		9 木	定例総務委員会	
		16 木	令和元年度PTA評議委員会 →中止	
	5	14 木	定例総務委員会	
		16 土	豊見城市PTA連合会 総会 →中止	
		22 金	入学式	
		23 土	第一回PTA作業・合同部会 →中止	
		30 土	島尻地区PTA連合会 定期総会 →中止	
	6	10 水	豊見城市PTA連合会事務担当者会議(1回目)	
		11 木	定例総務委員会	
		17 水	島尻地区安全制度説明会 →中止	
		26 金	令和2年度PTA総会(Web決議及び書面表決)	
	7	9 木	定例総務委員会	
			日 豊見城市PTA連合会 文化スポーツ交流(豊見城ハリー参加) →中止	
	8	27 木	定例総務委員会	
		27(木)～29(土)		第68回日本PTA研究大会(富士大会) →中止
	9	中旬頃		校内童話・お話大会 →中止
		17 木		定例総務委員会
	10	9(金)～11(日)		第65回九州ブロック研究大会(熊本大会) →中止
		15 木		定例総務委員会
		16 金		糸満地区陸上競技大会 →中止
		21 水		豊見城市PTA連合会事務担当者会議(2回目)
		24 土		第一回PTA作業
	11	1 日		小学校運動会
		4 水		島尻地区童話・お話大会(予選会) →中止
		11 水		島尻地区童話・お話大会(決勝会) →中止
		11 水		SNS講演会 会長他3名参加
		12 木		定例総務委員会
				「ガッツジョとみぐすく☆わくわくワーク」お手伝い →中止
		17 火		耳鼻科検診お手伝い
	12	5 土		第25回PTAまつり「うえたっ子まつり」 →中止
		10 木		定例総務委員会
	1	7 木		定例総務委員会
		17 日		沖縄県PTA研究大会(島尻大会) →全体会のみ開催(縮小、ライブ配信)
	2	18 木		定例総務委員会
		20(土)～21(日)		豊見城市生涯学習フェスティバル →中止
		23 火		豊見城市PTA連合会事務担当者会議(3回目)
		27 土		第二回PTA作業 →中止
	3	7 日		「とみスポ2021」駐車場係 会長他2名参加
		11 木		定例総務委員会
		23 火		卒業式
		24 水		修了式・離任式

部 門	実施年月日			内 容
学年活動	1～4年生			コロナ禍により学年レクの開催ができなかったため、3月にレク費で進級プレゼントを準備して児童に配布
	3	16	火	5年生 「十三祝いスライドショー上映会」、記念品(クリアファイル・DVD・お菓子)
	3	23	火	6年生 卒業記念品(シャーペン)
保体・見守り部	4月～			朝の立哨挨拶運動(ゆいまーる運動)
	6月			交通安全標語募集・看板設置
	10	13	火	部員決定・運動会お手伝いのお手紙配布
	11	1	日	運動会への協力(駐車場案内、児童用通路の確保)
環境美化部	5	23	土	第一回PTA作業 →中止
	7	29	水	部員決定のお手紙配布
	10	24	土	第一回PTA作業(草刈り・樹木の剪定など)
広報部	10			PTA新聞 第143号 発行
読み聞かせ部	毎週金曜日 8:20～8:35			読み聞かせ活動、図書の整理など →9月16日よりスタート
研修部	7	10	金	部会
	8	2	日	「夏休み工作イベント」 →中止
	10	3	土	「全力！かけっこ教室」開催
	3	27	土	部会

第2号議案

令和2年度 上田小学校PTA一般会計決算書

《収入の部》

項 目	科目	令和2年度予算額 (A)	令和2年度決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備 考
1	1 会費	3,300,000	2,612,000	△ 688,000	【通常】会費5,500円 ※加納による休校で4・5月分(1,000円)減免 【今年度会費】4,500円 598世帯納入 (うち27世帯は転出・転入などにより全額納入ではない)
2	1 繰越金	469,481	469,481	0	
3	1 雑収入	100	9	△ 91	貯金利息など
合 計		3,769,581	(イ) 3,081,490	△ 688,091	

《支出の部》

款 項	科目	令和2年度予算額 (A)	令和2年度決算額 (B)	比較増減 (A-B)	備 考
1	<b>事務局費</b>	1,479,000	1,307,508	171,492	
1	1 役員手当	116,000	116,000	0	会長30,000円・副会長10,000円×4名 事務局長10,000円・部長5,000円×5名 総務委員長5,000円・監査3,000円×2名
2	2 人件費	960,000	960,000	0	書記会計人件費80,000円×12月
3	3 共済費	3,000	2,899	101	労災保険料
4	4 消耗品費	150,000	54,575	95,425	北'-用紙、イヤ、ト、会費袋代など
5	5 コピーリース費	100,000	46,800	53,200	複合機リース代、北'-加外料
6	6 通信費	100,000	93,234	6,766	電話料、イヤネット使用料、振込手数料、郵送料など
7	7 備品費	50,000	34,000	16,000	PC用イヤ、Wi-Fiイヤ、電子イヤなど
2	<b>事業費</b>	1,413,000	793,339	619,661	
1	1 総務部	430,000	69,118	360,882	
1	1 総会費、会議費	150,000	64,118	85,882	総会費・会議費・各学年会議費・専門部会議費
2	2 派遣費	220,000	5,000	215,000	IP(恵山大会)、九P(熊本大会)、県P(豊原大会)各種研修交通費・大会参加者 交通費 500円×10名 ※日P・九Pは中止の為、支出なし
3	3 研修費	60,000	0	60,000	各種大会参加費等(県P豊原大会・市P連合会、他) ※中止の為、支出なし
2	2 保体・見守り部	30,000	6,191	23,809	運動会差し入れ(塩分イヤ など)
3	3 環境美化部	100,000	99,012	988	PTA作業(1回)、草刈り機3台、活動費など
4	4 研修部	50,000	49,193	807	研修部主催講演会など
5	5 広報部	70,000	58,879	11,121	PTA新聞発行の印刷代、イヤ別イヤ、活動費など
6	6 読み聞かせ部	20,000	19,975	25	図書購入、活動費など
7	7 学級学年活動費	273,000	280,284	△ 7,284	学年レクの開催ができなかった為、3月に進級アイヤ外を児童 へ配布(各学年の先生方にて対応)
8	8 行事費	440,000	210,687	229,313	
1	1 職員歓送迎会	70,000	16,500	53,500	兼任職員お花代
2	2 校内童話お話大会	10,000	0	10,000	図書カード代 ※開催なし
3	3 入学祝い	30,000	42,100	△ 12,100	新入生へお祝い(紅白かるかん など)
4	4 十三祝い	60,000	60,000	0	十三祝い
5	5 卒業祝い	80,000	80,000	0	卒業式用生花・コサージュ・卒業記念事業(イヤイヤ)
6	6 進級祝い	100,000	0	100,000	イヤなど ※小学校から用意あったので使用なし
7	7 奨励費	30,000	0	30,000	地区陸上・児童オリンピック代表選手への差入れ等 ※中止
8	8 年始行事	50,000	0	50,000	もちつき大会など ※開催なし
9	9 委託料	10,000	12,087	△ 2,087	イヤ-人材イヤ-委託料(運動会駐車場案内)3名
3	3 保険料	102,000	104,650	△ 2,650	安全会保険(150円×617世帯)、個人情報保護保険(12,100円)
4	4 渉外費	10,000	0	10,000	
5	5 慶弔費	10,000	15,000	△ 5,000	弔事 5,000円/件
6	6 負担金	267,000	254,475	12,525	
1	1 島尻地区P連負担金	204,000	190,650	13,350	310円× 615世帯(保護者+教職員)※5月時点の世帯数
2	2 豊見城市P連負担金	63,000	63,825	△ 825	55円× 615名(世帯数+30,000円(小学校) ※5月時点の世帯数
7	7 予備費	488,581	7,040	481,541	
合計		3,769,581	(ロ) 2,482,012	1,287,569	

(収入総額) 3,081,490 (イ)

(支出総額) 2,482,012 (ロ)

【差引残高】 599,478

次年度予算へ繰越し

第2号議案

令和2年度 上田小学校PTA特別会計決算書

収入総額	<u>1,567,792</u>
支出総額	<u>0</u>
差引残高	<u>1,567,792</u>

単位:円

		金額	備考
前年度繰越額		1,567,781	令和元年度特別会計からの繰越
収入	まつり売上金等	0	※コロナ禍によりPTAまつり開催なし
	雑収入	11	利息等
	合計	<b>1,567,792</b>	

		金額	備考
支出		0	
	合計	<b>0</b>	

## 会 計 監 査 報 告

上田小学校PTA令和2年度歳入、歳出決算の収支決算

会計監査を令和3年 4月10日に実施したところ、証憑書類並びに

現金出納が正確であることを報告する。

令和3年 4月10日

監 事

山城 英人 (印)

監 事

邊見 緩子 (印)

第4号議案

令和3年度(2021)事業計画(案)

部 門	実施年月日		内 容	
総務部	(第1木曜日)		定例総務委員会【毎月開催】	
	4	8 木	始業式・赴任式	
		9 金	入学式	
		16 金	令和2年度 PTA評議委員会	
		28 水	令和3年度 PTA総会 →Web決議および書面表決の予定	
	5	15 土	豊見城市PTA連合会 総会 →書面表決	
		22 土	第1回PTA作業(全学年)・合同部会	
		22 土	島尻地区PTA連合会 総会 →書面表決	
	6	9 水	第1回豊見城市単P事務担当者連絡会	
		17 木	島尻地区安全制度説明会	
	7	日時未定	豊見城市P連合会 文化スポーツ交流(豊見城ハーリー参加)	
	8	20(金)~22(日)	第69回日本PTA研究大会・第66回九州ブロック研究大会(北九州大会)	
	9	中旬頃		校内童話・お話大会
		8 水	第2回豊見城市単P事務担当者連絡会	
	10	15 金	糸満地区陸上競技大会	
		30 土	第2回PTA作業(2・4・6年)	
	11	2 火	島尻地区童話・お話大会(予選会)	
		7 日	小学校運動会	
		10 水	島尻地区童話・お話大会(決勝会)	
		27 土	第30回島尻地区PTA研究大会(糸満大会)	
		日時未定	「グッジョブとみぐすく☆わくわくワーク」お手伝い	
	12	4(土)か5(日)	第25回PTAまつり「うえたっ子まつり」	
		23 日	沖縄県PTA研究大会(那覇大会)分科会・全体会	
	2	10 木	第3回豊見城市単P事務担当者連絡会	
		日時未定	豊見城市生涯学習フェスティバル	
		26 土	第3回PTA作業(1・3・5年)	
	3	18 金	卒業式	
		22 火	修了式・離任式	



部 門	実施年月日			内 容
学年活動	5	22	土	合同部会 学年親子レク活動の企画・開催
	12	4(土)か5(日)		PTAまつり「うえたっ子まつり」
保体・見守り部	5	22	土	合同部会
	4月～			朝の立哨挨拶運動(ゆいまーる運動)
	6月			交通安全標語募集・看板設置
	11	7	日	運動会への協力(駐車場案内、児童用通路の確保など)
	12	4(土)か5(日)		PTAまつり「うえたっ子まつり」
環境美化部	5	22	土	第1回PTA作業(全学年) ・ 合同部会
	10	30	土	第2回PTA作業(2・4・6年)
	12	4(土)か5(日)		PTAまつり「うえたっ子まつり」
	2	26	土	第3回PTA作業(1・3・5年)
広報部	5	15	土	地区PTA広報誌クニック
	5	22	土	合同部会 ・PTA新聞発行 ・PTAブログ運営、管理
	12	4(土)か5(日)		PTAまつり「うえたっ子まつり」
読み聞かせ部	5	22	土	合同部会
	毎週金曜日 8:20～8:30			読み聞かせ活動、図書の整理など
	12	4(土)か5(日)		PTAまつり「うえたっ子まつり」
研修部	5	22	土	合同部会 ・着衣泳 ・夏休み工作イベント ・かけっこ教室 ・各種講演会
	12	4(土)か5(日)		PTAまつり「うえたっ子まつり」

《収入の部》

項 目	科目	令和3年度予算額 (A)	令和2年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)	備 考
1	会費	3,050,000	3,300,000	△ 250,000	5,000円×610世帯(概算) ※500円減額/世帯
2	前年度繰越金	599,478	469,481	129,997	・4月～6月までの運営費に充てる ・R3年度のみ会費添額分(500円/世帯)に充てる
3	雑収入	100	100	0	利息
合 計		(イ) 3,649,578	3,769,581	△ 120,003	

前年度のｺｰﾁ補  
で、各行事中止  
により出た繰越  
金を予算に充て  
るため、R3年度  
に限り500円の  
減額措置  
【通常会費】  
5,500円

《支出の部》

款 項	科目	令和3年度予算額 (A)	令和2年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)	備 考
1	事務局費	1,629,000	1,479,000	150,000	
1	役員手当	116,000	116,000	0	会長30,000円・副会長10,000円×4名 事務局長10,000円・部長5,000円×5名 総務委員長5,000円・監査3,000円×2名
2	人件費	960,000	960,000	0	書記会計人件費80,000円×12月
3	共済費	3,000	3,000	0	労災保険料
4	消耗品費	150,000	150,000	0	北一用紙、イヤ、ﾄｰ、賞状、会費袋代等
5	コピーリース費	200,000	100,000	100,000	複合機リース代(買ひ替えの為)5年リース8,910円/月 北一加工料
6	通信費	100,000	100,000	0	電話料、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ使用料、振込手数料、切手代等
7	備品費	100,000	50,000	50,000	PTA室ｶｰ ﾀ他
2	事業費	1,190,000	1,413,000	△ 223,000	
1	総務部	240,000	430,000	△ 190,000	
1	総会費、会議費	150,000	150,000	0	総会費・会議費・各学年会議費5,000円×6学 年(1～6年)・専門部会議費5,000円×5
2	派遣費	30,000	220,000	△ 190,000	各種研修・大会参加者交通費 500円×60回
3	研修費	60,000	60,000	0	各種大会参加費等(県PTA総大会・島P系大会 大会・市P連総会、他)
2	保体・見守り部	30,000	30,000	0	交通安全標語看板製作、活動費、ﾌﾞｰｸ開き等
3	環境美化部	100,000	100,000	0	PTA作業(3回)、活動費等
4	研修部	50,000	50,000	0	研修部主催講演会等
5	広報部	70,000	70,000	0	PTA新聞印刷代、活動費等
6	読み聞かせ部	20,000	20,000	0	絵本修繕、活動費等
7	学級学年活動費	352,000	273,000	79,000	学年レク400円×880名(児童・ｸﾗｽ担任)
8	行事費	328,000	440,000	△ 112,000	
1	職員歓送迎会	50,000	70,000	△ 20,000	新任職員・離任職員へお花等
2	校内童話お話大会	10,000	10,000	0	図書ｶｰﾄﾞ代
3	入学祝い	33,000	30,000	3,000	新1年生へお祝い(紅白かるかん)
4	十三祝い	60,000	60,000	0	十三祝い
5	卒業祝い	80,000	80,000	0	卒業生へのﾌﾞﾚｯﾄ、卒業記念事業(ｲｷﾗﾌﾞﾙなど)
6	進級祝い	0	100,000	△ 100,000	
7	奨励費	30,000	30,000	0	地区陸上・児童オリンピック・地区音楽発表会差し入 れ等
8	年始行事	50,000	50,000	0	もちつき大会等
9	委託料	15,000	10,000	5,000	行事におけるｸﾗｽ-人材ﾁｶ-委託料等
3	保険料	103,600	102,000	1,600	安全会保険(150円×610世帯)、個人情報保護保険
4	渉外費	10,000	10,000	0	市の行事への参加費等
5	慶弔費	10,000	10,000	0	香典 等
6	負担金	298,400	267,000	31,400	
1	1 島尻地区P連負担金	234,850	204,000	30,850	385円×610名-PTA世帯数(保護者+ 教職員) ※R3年度より45円増上がり
2	2 豊見城市P連負担金	63,550	63,000	550	55円×610名(世帯数)+30,000円(小学校)
7	予備費	408,578	488,581	△ 80,003	
合 計		(ロ) 3,649,578	3,769,581	△ 120,003	

日本PTA研究大  
会や九州ﾌﾞｯｸ  
大会への参加交  
通費を減額。  
今後は、発表校  
に当たった場合  
など、必要に応  
じて予算計上す  
る。

小学校予算で進  
級用ノートを準  
備する為、今回  
は予算計上なし

(収入総額) 3,649,578 (イ)  
(支出総額) 3,649,578 (ロ)  
【差引残高】 0

第5号議案

令和3年度 上田小学校PTA

特別会計予算(案)

収入総額	1,617,802
支出総額	0
差引残高	1,617,802

単位:円

		金額	備考
前年度繰越額		1,567,792	令和2年度特別会計からの繰越
収入	一般会計より繰入金		
	まつり売上金等	50,000	
	雑収入	10	利息等
	合計	1,617,802	

令和3年度  
上田小学校PTA 執行役員(案)

No.	役 職	氏 名
1	会 長	比 <sup>ひ</sup> 嘉 <sup>が</sup> 正 <sup>まさ</sup> 也 <sup>や</sup>
2	副 会 長	新 <sup>にい</sup> 村 <sup>むら</sup> 慎 <sup>しん</sup> 也 <sup>や</sup>
3	副 会 長	田 <sup>た</sup> 仲 <sup>なか</sup> 育 <sup>いく</sup> 恵 <sup>え</sup>
4	副 会 長	山 <sup>やま</sup> 崎 <sup>さき</sup> 智 <sup>とも</sup> 子 <sup>こ</sup>
5	副会長(教頭)	知 <sup>ち</sup> 念 <sup>ねん</sup> 英 <sup>ひで</sup> 也 <sup>や</sup>
6	事務局長(教務主任)	渡 <sup>と</sup> 嘉 <sup>か</sup> 敷 <sup>しき</sup> 隼 <sup>はやと</sup>
7	書 記 会 計	花 <sup>はな</sup> 城 <sup>しろ</sup> 沙 <sup>さ</sup> 織 <sup>おり</sup>
8	総務委員長	野 <sup>の</sup> 原 <sup>はら</sup> 幸 <sup>ゆき</sup> 則 <sup>のり</sup>
9	顧 問(校長)	照 <sup>てる</sup> 屋 <sup>や</sup> 力 <sup>りき</sup> 男 <sup>お</sup>

※PTA会則「第六章 役員 第13条～第17条」参照

1	監 事	富 <sup>とみ</sup> 村 <sup>むら</sup> 久 <sup>ひさ</sup> 子 <sup>こ</sup>
2	監 事	潮 <sup>しお</sup> 平 <sup>ひら</sup> 歩 <sup>あゆ</sup> 美 <sup>み</sup>

※PTA会則「第八章 監査 第22条～第24条」参照

# 上田小学校PTA会則

## 第一章 名称及び事務所

第1条 この会は上田小学校PTAと称し事務所を上田小学校に置く。

## 第二章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教員が協力し家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) よい父母、よい教員になるように努める。
- (2) 家庭と学校と緊密な連携によって、児童を指導する。
- (3) 児童の生活環境をよくする。
- (4) 学校教育を充実するよう努める。
- (5) 各種集會に積極的に努める。
- (6) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

## 第三章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体としての方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育、並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、又、もっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
- (3) この会、又はこの会の役員名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事に干渉しない。

## 第四章 会 員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする

- (1) 上田小学校に在籍する児童の父母やこれに代わる者
- (2) 上田小学校に勤務する常勤職員
- (3) 本会趣旨に賛同するもの、ただし入会は総務委員会で決定する。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は8月を除く月額500円とし、直接会計に納めるものとする。  
※月途中の入退会の場合、当該月の会費は発生しない。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第五章 経 理

第8条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経理は、一般会計と施設設備維持特別会計を持ち、総会に議決された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認される。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 施設設備維持特別会計（以下特別会計）は、一般会計からの繰入とPTAまつり等による収益を収入とし、次のような緊急または特別に必要なものについて、会長の判断により総務委員会の承認を得て支出する。この場合、次年度の総会において報告を行う。

- (1) 一般会計での支出が難しいもの。
- (2) 年度初めの一般会計を構成する会費徴収が始まるまでのPTA活動を行うためのつなぎ資金への貸与。一般会計は、会費が集まり次第、特別会計に返却する。
- (3) PTA活動に不可欠な施設設備等について、特別な支出が必要だと判断したもの。
- (4) 学校の教育活動に不可欠な施設設備等について、PTAの協力が必要・妥当と判断したもの。

## 第六章 役 員

第13条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名
- (3) 事務局長1名
- (4) 書記会計若干名
- (5) 顧問1名
- (6) 各専門部長

第14条 会長、副会長は評議員会によって選出し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 顧問は学校長があたることとし、会長がこれを委嘱する。
- (2) 副会長1名は学校代表として教頭が当たる。
- (3) 事務局長は学校長の推薦する学校職員をもって充て、書記会計及び専門部の部長は会長が任命する。

第15条 役員の任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。補欠により選出された役員及び専門部の部長の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表して会を司り、総会、評議員会、部会を招集し、部会を除く会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。尚、副会長は分担して専門部又は学年委員の参与となる。

- (3) 顧問は、会活動全般について相談を受け指導助言を行う。
- (4) 事務局長は、会務に係る事務処理を行う。
- (5) 書記会計は、次の職務を行う。
  - ① 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を行う。
  - ② 会長の指示にしたがって、本会の庶務を行う。
  - ③ 記録、通信、その他の書類の保管を行う。

第17条 本会に臨時に役員を置くことができる。総務委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

## 第七章 組 織

第18条 本会に次の部と委員会を置く。

- (1) 専門部
  - ① 保体・見守り部      ② 環境美化部      ③ 広報部
  - ④ 研修部              ⑤ 読み聞かせ部
- (2) 委員会
  - ① 総務委員会
  - ② 学年委員会

第19条 専門部及び学級学年委員会は各学級から選ばれる学級委員を以て組織する。学級委員は各学級集会において互選により4名以上選出し、また、専門部員は学年役員の半分とする。

第20条 委員会の組織と任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は正副会長、事務局長、各部の部長をもって組織し、各部の連絡協議及び各種事業に関する企画運営と会活動の推進に努める。
- (2) 学年委員会は各学級から選ばれた学級学年委員をもって組織し、学級及び学年行事を企画、運営する。
- (3) PTAだより編集委員会は、文集を作成する。
- (4) 会長が必要と認めた時、臨時に委員会を設置することが出来る。

第21条 部の組織と任務は次のとおりとする。

- (1) 保体・見守り部は、教職員、各学年から選ばれた専門部員をもって組織し、学校の体育的行事への協力と児童・会員の健康保持増進及び体力向上、会員相互の親睦融和を図る。また児童の校外においての安全見守りと生活指導を行う。
- (2) 環境美化部は、教職員、各学年から選ばれた学級委員をもって組織し、教育及び学習環境の整備充実に努める。
- (3) 広報部は、教職員、各学年から選ばれた専門部員をもって組織し、会員のみなら

- ず、地域社会関係団体や諸機関への情報の収集を行う。又、定期的に PTA 新聞や PTA だよりを発行する。
- (4) 研修部は、教職員、各学年から選ばれた専門部員をもって組織し、会員相互の資質の向上を図る。
- (5) 読み聞かせ部は、読み聞かせを通じ、児童の読書啓発に努める。  
また、ベルマークの収集仕分け等も行う。
- (6) 部にそれぞれ部長、副部長を置く
- ① 部長は部を統括するとともに、会議録を作成し会長に提出しなくてはならない。
- ② 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

## 第八章 監 査

第 2 2 条 本会は 2 名の監事をおく。

第 2 3 条 監事の任期は 1 年とし再任は妨げない。但し、再任の場合は 2 年を限度とする。

第 2 4 条 監事の選出方法及び任務については次の通りとする。

- (1) 監事は、総会において選出される。
- (2) 監事は、その年度の会計を監査し、総会にて報告する。

## 第九章 会 議

第 2 5 条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 評議員会 (3) 三役会 (4) 総務委員会  
(5) 専門部会 (6) 学級委員会 (7) 学年委員会

第 2 6 条 総会は全会員をもって構成し、毎年 5 月末までに開催することとし、会長が必要と認めたとき、又は、会員の 3 分の 1 以上が必要と認めたとき、臨時に開催することができる。

第 2 7 条 総会は、次のことを議決する。

- (1) 会則の改廃 (2) 事業計画の設定及び変更  
(3) 決算報告 (4) 予算審議 (5) その他必要事項

第 2 8 条 総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決議する。可否同数の場合は議長が決する。

- (1) 総会の議事進行は議長が執り行ない、議長は職員(T)会員と保護者(P)会員から一名ずつ選出する。

第 2 9 条 評議員会は、総会の代議機関で役員、各部の正副部長、各学年正副委員長、各学年主



任をもって構成し、次の事項を行う。

ただし、総会に代わる決議を行う場合、過半数以上の出席者（委任状を含む）を得て決議を行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 各種事業推進
- (3) 緊急を要する重要議決(この場合総会に報告する)
- (4) その他必要事項

第30条 評議員会は、毎年総会前に1回、又は会長が必要と認めたととき随時開催する。

第31条 三役会は、正副会長、事務局長をもって構成し会長が必要と認めたととき随時開催する。

第32条 三役会は、次のことを協議する。

- (1) 表彰、表彰推薦について
- (2) 関係機関（県P、島P、市P等）の協力事業について
- (3) 緊急を要する協議

第33条 学級集会は適宜開催し、家庭と学校の連絡を密にする。

第34条 学年委員会は、委員長が必要と認めたととき随時開催する。

第35条 専門部会は、部長が必要と認めたととき随時開催する。

## 第十章 学級学年委員会

第36条 学級委員会又は学年委員会は年間事業計画に基づいて実施し、家庭と学校の連絡を密にする。

第37条 学年委員会は各学級の学級学年委員をもって構成し、学級集会は学級の全員をもって構成する。

## 第十一章 帳 簿

第38条 本会に次の帳簿をおく。

- (1) 会員名簿、会則、総会資料、会計簿（一般会計及び特別会計）、諸記録簿
- (2) 会計出納簿と総会資料は永年保存とし、その他各書類の保存期間は3年を上限とする。また、参照用として利用価値のあるものと判断したものについては、この限りではない。但し、会員名簿については原則毎年更新とし、年度末には破断処理するものとする。

## 第十二章 細 則

第39条 会の表彰、慶弔に関しては別に定める。

### 付 則

1. この会則は、昭和51年6月 1日改正施行する。
2. この会則は、昭和53年5月16日改正施行する。
3. この会則は、昭和54年5月10日改正施行する。
4. この会則は、昭和58年5月10日改正施行する。
5. この会則は、平成 5年4月24日改正施行する。
6. この会則は、平成 6年4月23日改正施行する。
7. この会則は、平成 7年4月20日改正施行する。
8. この会則は、平成10年4月18日改正施行する。
9. この会則は、平成11年4月23日改正施行する。
10. この会則は、平成13年4月20日改正施行する。
11. この会則は、平成16年4月15日改正施行する。
12. この会則は、平成20年4月25日改正施行する。
13. この会則は、平成21年5月15日改正施行する。
14. この会則は、平成23年5月13日改正施行する。
15. この会則は、平成25年4月26日改正施行する。
16. この会則は、平成26年4月25日改正施行する。
17. この会則は、平成28年4月23日改正施行する。
18. この会則は、令和元年5月17日改正施行する。

# 慶弔に関する細則

## 第1章 適用範囲

第1条 この細則は本会会則第4章第5条の規定に基づき本会の会員に適用する。

第2条 次の場合は、弔慰金を贈る。

1. 本会の会員、本校の児童が死亡したとき
2. 本会の評議員、本校の職員の一親等親族が死亡したとき

第4条 次の場合は、見舞金を贈る。

2. 本会の会員が火災等の災害にあった場合

第5条 見舞金及び弔慰金は、5000円とする。

第6条 本細則により難しいときは、三役会の判断により執行することができる

第7条 本細則の執行には、会長又はその代理者があたる。

(付則)

1. 本細則は平成8年8月5日より効力を生ずる。
2. 本細則は平成10年4月18日改正施行する。
3. 本細則は平成11年4月23日改正施行する。
4. 本細則は平成23年5月13日改正施行する。
5. 本細則は平成25年4月26日改正施行する。

# P T A表彰規定

## (目的)

第1条 本細則は、本会の目的遂行に尽力したことに対して、表彰を行うことについて規定し、もって会活動のより一層の充実発展に寄与することを目的とする。

## (被表彰者)

第2条 被表彰者は、次に掲げる事項の他、本会活動の充実発展学校教育の充実発展のため、顕著な功績を残し、評議員会で承認された者とする。

- ①会運営
- ②研修活動
- ③環境美化活動
- ④保健体育活動
- ⑤校外生活活動
- ⑥広報活動
- ⑦学級学年委員会活動
- ⑧その他

## (表彰の方法)

第3条 表彰は表彰状を授与し、又は、感謝状を贈呈し行う。

## (表彰の時期)

第4条 表彰はP T A総会において行うことを原則とする。

## (選考委員会)

第5条 選考委員会は、会長、副会長、事務局長、顧問、その他会長が必要と認めるものをもって構成する。

## (付則)

本細則は平成8年8月5日よりその効力を生ずる。

この細則は、平成21年5月15日一部改正する。

この細則は、平成23年5月13日一部改正する。

令和3年度

一般社団法人 沖縄県 PTA 連合会 安全委員会

## 「安全会」のご案内

共済契約に関する重要な事項が記載されていますので、必ずお読み下さい。

### 1. この制度がつけられた目的

PTA は次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員により組織された社会教育団体です。

この活動を充実発展させるためには、PTA 活動中での十分な安全対策と積極的な安全教育を徹底しなければなりません。また、予測できずに未然に防ぐことが出来ない災害に対して、PTA 会員が相互共済し、安心して活動できるような体制づくりが熱望されていました。それに応じて、平成3年6月に発足させたのが安全互助会制度です。

平成23年1月1日に施行された PTA・青少年教育団体共済法に伴い、沖縄県 PTA 連合会安全会は、平成25年2月に沖縄県教育委員会からの共済事業の認可を受けて、平成25年4月より新たなスタートを切る運びとなりました。

各位におかれましては、この趣旨のご理解とご加入により、より安全安心な充実した P T A 活動がなされますようお願いしております。

### 2. 会 費 150 円 (内訳 共済掛金 142 円 賠償保険 8 円)

PTA 一世帯当り年間 150 円

準会員一世帯当り年間 150 円

教職員一人当たり年間 150 円

- ※ 一括して会長が安全委員会事務局の口座に納入します。
- ※ 個人での加入ではなく、単位 PTA として、加入・納入となります。
- ※ 共済契約は必ず年度末前までに提出、確定世帯数・確定職員数・会費納入報告書と加入者名簿を4月～7月末までに提出すると共に、共済掛金の振込を行って下さい。
- ★今年度は不測の事態(コロナ禍)における例外措置とする。

### 3. 共済金の対象となる期間

当年4月1日～翌年3月31日

- ※ 途中加入の場合は、加入日の翌日から当該年度末までとする。

#### 4. 共済金を受けられる方

3歳以上の園児・児童・生徒・保護者（PTAの同居の親族。別居の祖父母・叔父・叔母の方は、会員代理でPTA活動に参加した場合に対象となります）・教師・準会員（ボランティア会員で安全会費を納付し、且つ安全委員会で認めた者）

#### 5. 補償の対象となる行事・活動

（一社）沖縄県PTA連合会安全委員会では、PTAが企画・立案し「主催・または共催する行事」の活動中の事故を補償致します。

PTA総会、運営委員会などPTA活動に基づく手続きを経て決定されたものを言います。つまり活動計画として事前に承認・決定されている行事を言います。

(1) 単位PTA主催・共催	◎総会・役員会・学級学年PTA・専門委員会等 ◎PTAが企画し、会長の承認を得て実施した美化作業、キャンプ、各種スポーツ大会等 ◎単位PTAを代表して参加する各種会合及び行事への参加
(2) 学校行事及び学校支援	◎学校行事のうち、子どもの健全育成のためPTAが積極的に参加することを決めた授業参観・運動会・学習発表会・体育祭文化祭等。但し学校行事での当事者である児童生徒は対象外（独立行政法人日本スポーツ振興センター制度が適用される為） PTAによる、学校内外における総合的学習及び学校内での部活動への支援活動
(3) 地区P連・市町村P連	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ◎各種研修会・スポーツ大会等への参加 ◎地区P連・市町村P連を代表して参加する各種会合及び行事への参加
(4) 県P連関係	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ◎各種研修会等への参加（日P・九P等も含む） ◎県P連を代表して参加する各種会合（他団体・機関の主催）
(5) 安全委員会関連	安全委員会の規約並びに事業計画に基づいて行う活動 ◎諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加 ◎各種研修会・安全委員会が特に委嘱した業務への参加

※ (1)～(5)に参加するために要する正規の往復途上も含む。

## 6. 共済金をお支払い出来ない場合

### 【共済金】

- △ PTA関連行事とは認められない行事のもの
- △ 地震・風水害などの天災、人災
- △ 被災者の故意または重大な過失による事故（自殺行為・酔っ払い・けんか・薬物使用などによる場合）
- △ 航空機・船舶・鉄道・バス等の公共運送機関に搭乗中の事故災害
- △ 車両に搭乗している時の事故
- △ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる事故

### ※（時効）共済約款第 25 条

共済金請求権は、第 23 条（共済金の請求）第 1 項に定める時の翌日から起算して、3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 7. 共 済 金

PTA 活動に起因して安全会加入者が被った傷害または事故に対して給付します。

◎園児・児童・生徒・保護者・教職員・準会員の PTA 活動中の事故（往復途上含む）

		共 済 金 額	
け	死亡共済金（死亡したとき）	400 万円	
	入院共済金（入院したとき）	入院 1 日につき（180 日限度）	5,000 円
	通院共済金（通院したとき）	通院 1 日につき（90 日限度）	3,000 円
が	固定具を装着したとき	固定具を装着した日数 1 日につき	1,000 円
		軟性装具（取外し式）	500 円
		※但し、固定具使用期間が入院・通院と重なる日数を除く	
	入院および通院したとき	入院+通院+固定具装備の実日数合計 180 日限度	
	後遺障害共済金（後遺障害が残ったとき）	限度額 400 万円	

## 8. 賠償保険

他に第三者に対する賠償保険を保険会社に委託をしている。

		賠 償 金 額	
○PTA活動においてその運営に不備があり、他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して右の金額内で補償します。	○ 対人賠償	1 名につき	5 千万円
		1 事故につき	2 億円
	○ 対物賠償	1 事故につき	5 百万円
		※ 対人・対物いずれも 5 千円が免責になります。	

## 9. 加入方法

(1) 個人加入ではなく PTA 単位として会長が一括し、安全委員会に共済契約申込書（様式-1）を提出します。（現在の会員数で、3月末日までに）

(2) 確定世帯数・確定教職員数・準会員数・会費納入報告書（様式-2）と加入者名簿の提出、共済掛金の振込を4月～7月末日までに行ってください。

① 共済掛金の払い込み猶予期間

共済期間開始日（4月1日）の属する年度の7月末日までを共済掛金の払い込み猶予期間とします。この期間内に共済掛金が払い込まれない場合には、共済期間開始日から共済掛金が払い込まれた時点までの期間中に生じた共済金の支払い事由に対しては、共済金をお支払いできません。

② 共済掛け金の返還 事業方法書第14条 共済約款第19条の規定による

10. 万一、事故が発生した場合

(1) 事故が発生した場合は、直ちに所属単位PTA事務局へ連絡し、諸手続きをして下さい。

(2) 災害報告書に必要事項を記入のうえ、所属単位PTAより事故発生から30日以内に安全委員会事務局へ報告して下さい。（災害報告書受理後、通知書を送付します。）

11. この制度についてのお問合せは、.....

(社) 沖縄県PTA連合会 安全委員会事務局	
TEL	098-867-8645
FAX	098-867-0309
〒900-0002	
沖縄県那覇市曙 2-26-27	
E-mail <a href="mailto:oki-ken.p.se@woody.ocn.ne.jp">oki-ken.p.se@woody.ocn.ne.jp</a>	
主に契約関係 E-mail <a href="mailto:oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp">oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp</a>	

資料

1. 令和2年度災害報告状況（令和3年2月17日現在）

災害報告..... 11件

審査済み..... 8件

未審査（未請求）..... 3件

※未審査については、令和3年度へ継続する。

2. 月別発生件数（令和2年 第1回審査会～第5回審査会実施内容 過年度請求分を含む）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数	1	0	2	3	1	0	2	4	0	2	3	0	18

3. 区分別発生件数

保護者		教職員		中学生		小学生		幼稚園		準会員		合計
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
5	6	3	1	0	0	1	1	0	0	1	0	18